

令和 8 年度若狭町職員採用候補者試験実施要項

令和 8 年度若狭町一般職の採用候補者試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 7 月 6 日

若 狭 町

1 試験職種、採用予定人員及び職務内容

試 験 職 種		採用予定人員	職 務 内 容
事 務	高校卒業枠	1 名	町長部局、教育委員会部局等の各課及び出先機関における一般行政事務に従事
	一般枠	5 名	
	情報技術	1 名	
学芸員 (考古)		1 名	考古資料の調査・整理・保存及び展示、各種講座等の担当、その他文化財の保存・活用に係る事務等の業務に従事
保育士		2 名	保育所（園）、子育て支援センターにおける保育業務に従事
土 木		1 名	土木の専門知識・技術を要する業務等に従事
保健師		1 名	健康診査、健康相談、健康教育、訪問による保健指導等の保健予防業務等に従事

管理栄養士	1 名	健康診査、健康相談、健康教育、訪問による保健指導等の保健予防業務等に従事
介護支援専門員	1 名	若狭町地域包括支援センターにおける介護支援専門員業務に従事

2 受験資格

試験職種		資格・免許等	年齢要件
事務	高校卒業卒	必要なし	平成17年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で18歳～22歳) 但し、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び専門学校（専門課程を置く専修学校）の修業年限2年以上の専門課程を卒業した者並びに卒業予定日までにこれらの学校を卒業見込みの者を除く。
	一般卒	必要なし	平成4年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で20歳～34歳)
	情報技術	民間企業等でデジタル関連事業に従事した実務経験、情報処理技術者試験合格、技術士（情報工学部門）等の資格を有する者	平成4年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で20歳～34歳)
学芸員 (考古)		学芸員資格取得者又は令和9年3月31日までに取得見込みであり、大学又は大学院で考古学の関連専門課程を学び、卒業又は卒業見込みの者	平成4年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で22歳～34歳)

保育士	保育士資格取得者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者	平成4年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で20歳～34歳)
土 木	学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、専門学校（専門課程を置く専修学校）及び高等学校の土木に関する専門課程を卒業（修了）した者又はこれを専攻して令和9年3月31日までに卒業（修了）見込みの者	平成4年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で18歳～34歳)
保健師	保健師資格取得者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者	平成4年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 (※R9.4.1時点で21歳～34歳)
管理栄養士	管理栄養士資格取得者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者	昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 (※R9.4.1時点で22歳～39歳)
介護支援専門員	介護支援専門員資格取得者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者	昭和56年4月2日から平成14年4月1日までの間に生まれた者 (※R9.4.1時点で25歳～45歳)

但し、次の各号のいずれかに該当する者（地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者）は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 若狭町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

採用候補者試験は、第1次試験と第1次試験合格者に対して行う第2次試験があります。第1次試験は福井県町村職員統一採用候補者試験実施委員会に委託して、他の県内各町の職員採用候補者試験と同時に行います。

4 試験の日時及び場所

区 分	試験日時	試験会場
第1次試験	令和8年9月20日(日) 8時45分 ～12時20分	嶺南会場 福井県立大学小浜キャンパス 〔小浜市学園町1-1〕 嶺北会場 福井県自治会館 〔福井市西開発4丁目202-1〕
第2次試験	令和8年10月18日(日) 19日(月) 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	〔10月18日〕 若狭町役場三方庁舎 〔10月19日〕 若狭町役場における各職場

＊ 受験に際して、車いす等の個別対応が必要な方は、試験申込みの時に必ず申し出てください。

5 試験の方法

区分	方 法	内 容
第1次試験	適性検査(40分) ① 職場適応性検査 ② 性格特性検査	①職業生活への適応性について、職務や対人関係面での性格特性をみるもの ②公務員に求められる資質について、性格特性をみるもの
	教養試験(120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問うもの (五肢択一式・各職種共通)

第2次試験	口述試験（15分程度）	受験者の職務遂行能力等について、面接等による試験を行う。
	作文試験（120分）	課題に対する論理的思考力、表現力等について記述式による筆記試験を行う。
	適正検査 口述・作文試験とは別日に行います。但し、事務職については、同日に行います。	公務員として、職務遂行上必要な素質及び適性を有するかどうかについて、町が指定する1日に、実際の職場で職務経験を行い、適正を検査する。
その他	面接カードの提出	第1次試験合格者に対し、口述試験の際に利用するため、面接カードの提出を求める。
	受験資格の確認	第1次試験合格者に対し、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否その他について確認する。

6 合格者の発表

区 分	発表時期	方 法
第1次試験	令和8年10月上旬	合格者の受験番号を役場前掲示板及び若狭町のホームページに掲載するほか、それぞれの受験者全員に結果を通知する。
第2次試験	令和8年11月上旬	

7 受験手続及び受付期間

持参または郵送の場合

(1) 申込用紙の請求

- ①若狭町役場総務課（三方庁舎）、または税務住民課上中窓口（上中庁舎）にて交付

②若狭町役場HPよりダウンロード

<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/soshiki/somu/gyomuannai/9/1/2382.html>

③若狭町役場へ郵送請求

封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と「試験職種」を朱書きするとともに、請求する人の宛先を明記し180円切手を貼った「返信用封筒(A4サイズの大きさが入るもの)」を必ず同封して、郵送してください。

請求先：若狭町役場総務課

〒919-1393 三方上中郡若狭町中央1-1

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入し、本人の写真（上半身脱帽、正面向き、縦4cm×横3cmで、申込前6か月以内に撮影したものに限り。）を所定の位置に貼り付け、若狭町役場総務課に提出してください。

(3) 受付期間

令和8年7月16日(木)から8月14日(金)の午前8時30分から午後5時15分です。但し、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書」と「試験職種」を朱書きして、必ず書留郵便をお願いします。消印が8月14日(金)までのものに限り受け付けます。8月12日(水)以降の郵送は、速達書留にしてください。

インターネットで申し込む場合

(1) 申込方法

福井県電子申請サービス「ふくe-ねっと」から申し込みください。

(<https://shinsei.e-fukui.lg.jp/>)

申込データが到達した後、内容確認をしたうえで通知等を電子メールで送信いたしますので、福井県電子申請サービス上で通知を確認し、受

験票をダウンロードしてください。

この受験票を用紙に印刷し、本人の写真（上半身脱帽、正面向き、縦4 cm×横3 cmで、申込前6か月以内に撮影したものに限る。）を貼付し、受験当日に必ず持参してください。

(2) 受付期間

令和8年7月16日(木) 午前8時30分から8月14日(金) 午後5時15分までです。申込データが正常に到達したものに限り受け付けます。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、若狭町職員として採用される資格を持つことになります。

(2) 採用は、欠員補充等の必要が生じた場合に行うことになります。内定者については、令和9年4月1日が採用予定日になります。

9 給与

令和8年4月1日現在の給与は、次のとおりです。

区 分	初任給	諸手当
高校卒	200,300円	扶養手当、住居手当、 通勤手当、期末・勤勉手当 等が支給されます。
短大卒	216,500円	
大学卒	232,000円	

なお、職歴などがある人については、規定に基づいて算出された額が上記初任給額に加算されます。

令和7年度の期末勤勉手当の支給実績は、年間4.65ヶ月分です。

10 その他

(1) この試験は、若狭町一般職の職員の採用試験であって、国家公務員、教育公務員、都道府県及び他の市町村に勤務する地方公務員の職員採用試験ではありませんから注意してください。

(2) 本試験の第1次試験は、福井県町村職員統一採用候補者試験実施委員会に委託して、県内各町の採用試験と同時に行うことになりますから、他の県内各町の採用試験と併せて申し込むことはできません。

〔問合せ〕

若狭町総務課(担当：井口)

TEL(直通) 0770-45-9109

soumu@town.fukui-wakasa.lg.jp

〒919-1393 三方上中郡若狭町中央1-1